

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、都市施設総務課」を削る。

第31条第2項中「繰越明許費繰越計算書」を「繰越明許費繰越調書」に改める。

第97条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

別表第1総務部の項委任する事務の範囲の欄第7号及び市民経済部の項委任する事務の範囲の欄第5号中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改め、同表環境農政部の項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に改め、同項委任する事務の範囲の欄第1号中「使用料」の次に「、手数料及び占用料並びにこれらに係る徴収金」を加え、同欄中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同欄に次の2号を加える。

(6) 下水道台帳等の写しの作成費用

(7) 水洗便所改造資金貸付金及びこれに係る徴収金

別表第1こども部の項及び文化スポーツ部の項中「又は館長」を削り、同表街づくり計画部の項中「街づくり計画部」を「街づくり施設部」に改め、同項委任する事務の範囲の欄第1号中「及び手数料」を「、手数料及び占用料並びにこれらに係る徴収金」に改め、同欄第2号中「建築計画概要書」の次に「、道路台帳」を加え、同欄に次の2号を加え、同表都市施設部の項を削る。

(5) 放置自転車等の移動及び保管に要した費用

(6) 道路占用工事路面復旧負担金及びこれに係る徴収金

別表第1教育委員会の項委任する事務の範囲の欄に次の1号を加える。

(5) オリンピック・パラリンピック観戦事業保護者等負担金

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。